

<第17回シーフードショー大阪 静岡県ブース 募集要項>

公益財団法人静岡県産業振興財団

フーズ・サイエンスセンター

目 的

静岡県産業振興財団は、静岡県及び静岡県立大学とともに、令和元年度から「健康食イノベーション推進事業」を開始します。

健康食イノベーション事業では、フーズ・サイエンスヒルズプロジェクト成果品や関連企業の商品・素材を中食・外食産業や小売産業にPRし、新商品や新メニューの開発・販売を促進し、本県、食品関連産業の更なる発展を目指しております。

その一環として、本県経済を牽引する高付加価値型の水産加工食品及び関連商品の販路開拓を支援するため、関西地区における大規模な食品の商談展示会である「第17回シーフードショー大阪」に静岡県ブースを出展します。

1 出展する展示会の概要

会 期	令和2年2月19日(水)～20日(木)10:00～17:00 (最終日 16:00)
主 催	一般社団法人 大日本水産会
概 要	首都圏に次ぐ消費地・関西地区において、「水産物の輸出拡大」、「地域活性化」、「インバウンド需要への対応」を柱に、魚・水産商材を取り扱う事業者やバイヤーとの商談の機会を創出するとともに、食品業界に最新情報を発信する商談展示会。今回で17回目の開催となる。 会場内では、国産農産品の展示商談会である「第13回アグリフードEXPO 大阪 2020」も同日開催。 {前回実績} 出展者数：264社、303小間 来場者数：15,892名(2日間合計、1日平均7,946名)
場 所	ATCホール(アジア太平洋トレードセンター内) (大阪市住之江区南港北2-1-10)

2 募集内容

出展の目的	プロジェクト参画企業の商品の販路開拓(バイヤーとのマッチング)支援
出展料	60,000円(税込)/1ブース (2日間の小間代、基本装飾、机、電気(容量100V1.5kw以下、コンセント2口)等を含む)
募集数	10社・団体(原則、1社・団体につき1小間限定)
展示スペース	2.0m×2.0m(間口×奥行き)/1ブース(目安) ※小間位置により若干変更する可能性あり
募集締切	令和元年10月31日(木)17時必着
申込方法	別紙申込書をメールかFAXにてご提出ください
出展者負担	上記出展料に含まれない経費 出展品・試飲試食に要する費用、電気設備設置(各小間での使用容量100V1500w超、200v電源増設工事)、電気使用料金、水道工事費、搬送費、備品レンタル料金、商品説明等に用いるチラシやパンフレット、各小間個別の装飾や照明等の経費、出展者旅費、その他
提出先及び問合せ先	(公財)静岡県産業振興財団 フーズ・サイエンスセンター 〒420-0853 静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館2階 TEL:054-254-4513 FAX:054-253-0019 E-mail:newfoods@ric-shizuoka.or.jp

3 静岡県産業振興財団ブースへの出展条件等

(1) 前提条件

- ア 県内に本社または主要な事業所を有する中小企業者。
- イ 「フーズ・サイエンスヒルズプロジェクト新規機能性食品等開発研究会」に入会している者。
※未入会の場合、申込時までにメール会員の登録（無料）を行ってください。
- ウ 当展示会の出展対象(食品全般)に該当する自社商品を有すること。

(2) 出展条件

- ア 申込が 10 社・団体を超えた場合、出展申込書に記載された内容に基づき、選定する。
- イ 原則 2 日間連続で出展すること。
- ウ ブースには説明員を常時配置、試食品提供等、積極的に商談すること。
- エ 展示商談会終了後商談結果について報告すること。(直後・6ヶ月後・1年後)
- オ 出展者説明会に出席すること。令和元年 12 月開催予定
- カ 出展料納付の遵守 納期限は令和元年 12 月中旬予定
- キ 申込にあたり、別紙の共同出展規約に同意すること。

(3) 出展にあたっての注意事項

ア 出展者の決定

- ・出展の可否については令和元年 11 月下旬頃に申込者に連絡。

イ 出展経費の負担

- ・出展料：60,000 円(税込)/1 ブース
(2 日間のブース代、基本装飾、机、コンセント、電気使用量(1.5kw 以下)等を含む)
- ・出展品・試飲試食に要する費用・各小間で使用する 1.5kw を超える電気使用料金や水道工事費・搬送費・備品レンタル料金・商品説明等に用いるチラシやパンフレット・個別の装飾経費・出展者旅費・その他

ウ 出展内容

- ・ブース内での試食品の提供は可能ですが、販売は不可。
- ・ブース内では電気の使用は可能。ただし、無料の使用容量は 1 ブースにつき 1.5kw まで。電気の使用容量の増量及び 200v 電源が必要な場合は個別対応(有料)。
- ・ブース内での、裸火の使用、危険物の持ち込みは不可。

エ 書類の提出

- ・当財団や主催者等から書類等の提出依頼があった場合、締め切り厳守。

オ その他

- ・主催者が定めた当催事の出展規則を厳守。

4 共同出展規約への同意

お申込みにあたっては、以下の共同出展規約を必ずお読みください。

出展申込の時点をもって、本規約に同意したものと致します。

第17回シーフードショー大阪 静岡県ブース 共同出展規約

【規約の履行】

- ・ 出展者は、大日本水産会(以下主催者)及び公益財団法人静岡県産業振興財団(以下当財団)から提示された「出展規約」を遵守しなくてはなりません。これらに違反していると当財団が判断した場合、当財団は、その時期を問わず、出展申込をお断りし、または出展採択を取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更を求めることがあります。その際、主催者及び当財団の判断根拠は公表しません。また、これにより発生するすべての損害に対し、補償を行いません。

【出展不採択】

- ・ 以下に該当する場合は、出展申込書受理の如何を問わず、出展をお断りします。
 - ① 当財団が、当事業の開催趣旨に適さないと判断した場合。
 - ② 当財団が、共同出展の目的や全体の運営を鑑み来場者や他の出展者に著しく影響を及ぼすと判断した場合。
 - ③ 出展規約及び出展マニュアルに違反すると判断した場合。

【出展キャンセル】

- ・ 出展採択後の出展辞退や解約は、原則として認められません。

【書類提出の義務】

- ・ 出展申込提出後に、出展者は、主催者から提出を求められた書類を指定期日までに提出しなければなりません。期日に遅れた場合、当財団は出展申込事項の履行をお断りすることがあります。

【アンケート提出の義務】

- ・ 展示会終了後、出展者には、出展に関するアンケートに回答いただきます。
- ・ アンケート実施時期は、①展示会終了直後、②展示会終了6か月後、③展示会終了1年後です。

【当財団に対する協力】

- ・ 当財団は、会期前から会期終了後に、静岡県ブースのPR等を目的とした各種取組(パンフレットの制作・出展企業訪問等)を実施します。出展者には、これらの取組に協力していただきます。

【賠償責任】

- ・ 当財団は、いかなる理由においても、出展者及びその雇用者・関係者が出展スペースを使用することによって生じた人及び物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。
- ・ 出展者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または展示会の建造物、もしくは人身等に対する一切の損失についての責任を負うものとします。